

# 今後の財政運営健全化は

新政会  
大辻 裕彦



三村理事 A 平成24年度並みが続く

**問** 今後の町税・地方交付税など税収の見通しは。

**答** 現時点で平成24年度の税収は0.5%増、それ以降は平成24年度とほぼ横ばいを見込んでいる。特別交付税も、東日本大震災などの災害復興費に充てられ、増えないとみられる。

**問** 経常経費削減の具体化については。

**答** 人件費削減で特別職の給料月額を引き続き5〜10%引き下げる。「高齢者に対する祝い金」は今後引き続き検討する。「町の権限に属しない施



▲学童保育児童の活動の場

**問** 公設化することによる住民サービスの向上は図れるか。

**答** 従来は保護者による運営だったが、公設化することによって保護者の負担が軽減される。また、経営の安定化と継続性が担保される。

**問** 入所決定の場合に問題が生じた場合の責任の所在は。

**答** 当然、最終の責任は町にある。

**問** 障がいのある児童が入所する場合の配慮は。

**答** 保護者と面談を行い、必要があれば指導員の加配も検討する。

**問** 設の管理」の経費は国の補助金と県の施設維持協力金で管理運営してきたが、国の補助金は今年で終了するので、今後支援していく必要がある。指定管理者への委託料は、指定管理者の収支計画書の提出により支出している。

柘田 住民サービス向上

## 学童保育の公設化実施は

# 自動交付機の設置は

新政会  
神吉 史久



柘田理事 A 時期尚早と考える



▲土日にも利用できる神戸市の自動交付機

**問** 開庁時間以外での住民票などの証明書交付を望む声が多い。自動交付機の設置やコンビニエンスストアでの発行を導入する検討は。

**答** 以前にも検討は行ったが、多大な経費がかかることから、時期尚早と考える。

**問** 住民の利便性向上と職員の仕事量の軽減を考えると、住民票・印鑑証明などの申請書を一枚にまとめ、記入の時間と確認作業を軽減できないか。

**答** 現在のところ一枚に

## 徘徊時の住民協力の体制づくりを

柘田 調査研究したい

**問** 少子高齢化が進み、徘徊の発生もそれに伴って増加すると考えられる。徘徊発生時に早期発見・保護ができるよう、商店や認知症サポーターに協力を求める体制の構築は。

**答** SOSネットワークなどの仕組みづくりが必要であり、今後、地域包括支援センターなど関係機関と調整を行いながら調査研究したい。

**問** 早期発見のために、家族の希望がある場合に防災無線を活用し、住民に情報提供を呼びかけることが有効だと考えるか。

**答** 防災無線は災害時の使用が原則で、情報提供の呼び掛けなどに利用することはできないと考える。

# 予防接種費用助成は

日本共産党  
松岡 光子



町長 A 町独自助成は考えていない

**問** インフルエンザ予防接種について、昨年度まで新型インフルエンザ対策として、低所得者の方に費用助成があり、466名の方が接種を受けた。季節性インフルエンザも軽視できない。町独自に事業を継続すべきでは。

**答** 「播磨町高齢者インフルエンザワクチン助成要綱」に基づき、低所得者に費用を助成し、一般の方の費用は千円。町独自の助成は考えていない。

**問** 国の事業として、ヒブ・小児肺炎球菌・子宮頸がんワクチン接種助成



▲「痛いけど我慢しようね」

**問** 国に対して継続するよう意見書を出す考えは。考えたくない。

**町長 入院費用の助成検討中**

**問** 中学3年まで無料にとの願いに多くの自治体を実施している。実現に予算上いくら必要か。

**答** 1億5350万となり約5000万の負担増となる。これを毎年となると非常に大きく難しい。

**問** 段階的に小学6年生まで実施する考えは。

**答** 入院費用の助成拡大について試算中。可能であれば実施したい。

**その他の質問**

▼介護予防・日常生活支援総合事業創設について

## 子どもの医療費を無料に

町長 入院費用の助成検討中

# 職員の懲戒処分の手続きは

新政会  
河野 照代



教育長 A 公正な手続きにより決定



▲職員の分限及び懲戒の審査に関する規則(播磨町例規集)

先の教育委員会職員の酒気帯び運転による不祥事の懲戒処分の際に、適切、公正な決定かを問う。

**問** 職員の処分において、「教育委員会の人事案件であり、教育委員会で決定し執行すべきもの」との決定は、職務権限の特定である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条の何を根拠とするのか。

**答** 同法第23条第3号の「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する

ること」を根拠とする。

**問** 事故発生から書類送検までの協議と町組織全体としての対応は。

**答** 教育委員会には職員分限懲戒審査会の設置がなく、町の職員分限審査会へ当該職員の処分について教育委員会が諮問した。

**問** 「職員の分限及び懲戒の審査に関する規則」第5条では、諮問を行うのは町長と解し規則違反ではないのか。

**答** 同規則第13条に「この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、その都度委員会が定める」とある。

**問** 他市町においては、私生活上事件に対しても管理監督不十分として、上司も処分を受けているが、本町の懲戒処分は、当該職員のみでよいのか。

**答** 任命権者・管理監督責任者について、私生活上の行為に対してまで及ぶものではなく、責任を負うべきではないと考える。